

(様式1)

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ局)

1	施設名	滋賀県立体育館および滋賀県立武道館		
2	施設の概要	(体育館) ・敷地面積: 13,087.18㎡ ・建築面積: 5,757.66㎡ ・延床面積: 本館 7,985.28㎡、別館 2,047.77㎡ ・施設構造: 鉄筋コンクリート造 本館3階建、別館2階建 (武道館) ・敷地面積: 6,501.36㎡ ・建築面積: 3,973.85㎡ ・延床面積: 13,272.20㎡ ・施設構造: 鉄筋コンクリート造5階建		
		(体育館) ・施設内容: 本館 アリーナ 1,890㎡ 観客席 本館 1,921席 別館アリーナ 858㎡、会議室、1階駐車場(57台) (武道館) ・施設内容: 剣道場 1,029.5㎡、柔道場 973.17㎡、弓道場(近的) 131.33㎡、 弓道場(遠的) 56.86㎡、相撲場 272.08㎡ 会議室、屋外駐車場(110台)		
3	募集概要	募集方法	公募	
		募集要項配布期間	平成30年8月17日 ~ 平成30年10月1日	
		申請受付期間	平成30年8月17日 ~ 平成30年10月1日	
		指定期間	平成31年4月1日 ~ 平成37年3月31日(6年間)	
募集内容	管理業務内容	(体育館) (1) 競技場、会議室、ステージその他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事および文化的行事の実施 (3) その他体育館の設置の目的を達成するために必要な業務 (武道館) (1) 剣道場、柔道場、弓道場、相撲場、会議室その他の施設ならびに設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他武道館の設置の目的を達成するために必要な業務		
	管理料参考額	330,738,000円(消費税および地方消費税を含む。)		
4	応募状況	申請者		
		所在地	名称	グループの構成 (グループ申請の場合)
		滋賀県大津市松本一丁目2-20	滋賀県スポーツ協会 グループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 株式会社NTTファシリティーズ
		合計1者		
5	審査の概要および	審査方式	滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。	
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	*豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 永浜 明子(立命館大学スポーツ健康学部准教授) 藤 崇之(公認会計士・税理士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 山本 博一(滋賀県スポーツ推進委員協議会会長)	
		審査基準	別紙参照	

<p>び 結 果</p>	<p>審 査 経 過</p>	<p>第1回滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会 (開催日)平成30年7月30日 (内 容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議</p> <p>第2回滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会(スポーツ部局) (開催日)平成30年10月19日 (内 容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</p>																																		
<p>審 査 結 果</p>	<p>指定管理者の候補者</p> <p>評価結果、選定理由、選定委員会の概要</p>	<p>滋賀県スポーツ協会グループ</p> <p>【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" data-bbox="427 611 1433 869"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>選定基準5</th> <th>選定基準6</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県スポーツ協会グループ</td> <td>28</td> <td>60</td> <td>60.8</td> <td>84</td> <td>18</td> <td>8.8</td> <td>259.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果 (5名中4名出席)</p> <table border="1" data-bbox="427 974 1295 1111"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県スポーツ協会グループ</td> <td>261</td> <td>251</td> <td>256</td> <td>270</td> <td>1,038</td> <td>259.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1" data-bbox="427 1180 1195 1305"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県スポーツ協会グループ</td> <td>330,722,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、個人利用においてポイント制の導入による料金割引等を導入するなど、サービスの向上に取り組むこととしている。 また、管理運営の効率化に関する提案もあり、指定管理料の提示額が参考額を下回っていることなどから、審査基準を全て満たしていると判断されたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (委員) 危機管理に係る対応は。 (スポーツ協会グループ) 特別警報・暴風警報が発表された場合には、自主事業の中止とともに高校生以下の利用を中止している。 一般利用については、利用の中止を促すとしている。</p> <p>(委員) 稼働率を上げる方策はどのように考えているのか。 (スポーツ協会グループ) 旅行者のネットワークを活用してアプローチしている。来年度からは、インボディを活用し、生活習慣病のレクチャーも行う。</p> <p>(委員) グループ化のメリットは。 (スポーツ協会グループ) スポーツ部門、維持管理部門でそれぞれの強みを活かせる。</p> <p>以上の結果、滋賀県スポーツ協会グループを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合 計	滋賀県スポーツ協会グループ	28	60	60.8	84	18	8.8	259.5	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	合計	平均値	滋賀県スポーツ協会グループ	261	251	256	270	1,038	259.5	申請者	提示額	滋賀県スポーツ協会グループ	330,722,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合 計																													
滋賀県スポーツ協会グループ	28	60	60.8	84	18	8.8	259.5																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	合計	平均値																														
滋賀県スポーツ協会グループ	261	251	256	270	1,038	259.5																														
申請者	提示額																																			
滋賀県スポーツ協会グループ	330,722,000円																																			

選定基準、審査項目および審査内容（県立体育館・武道館）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点：30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (配点：75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点：75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。
	ネーミングライツパートナーの提案	指定管理者が、各施設のネーミングライツパートナー募集要項に基づくネーミングライツパートナーの提案を行っているか。
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点：90)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。
		十分な安全対策を講じているか。
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。）
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。
	業務実績	体育施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。
(5) 法令を遵守し、災害その他緊急時の対応能力を有すること。 (配点：20)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む）
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。
(6) その他の基準 (配点：10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。
	その他の取り組み	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。